

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成28年12月12日 01時30分ごろ
発生場所	北海道広尾町十勝港 十勝港北防波堤灯台から真方位046°630m付近 （概位 北緯42°17.7′ 東経143°19.7′）
事故の概要	漁船第五十五隆静丸 ^{りゅうせい} は、出航中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月8日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五十五隆静丸、9.1トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-20995（漁船登録番号）、株式会社中田水産 第200-22770号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 6人（船長及び甲板員5人）
損傷	本船 球状船首部に破口等 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員6人が乗り組み、かにかご漁を行う目的で十勝港の漁業協同組合前の岸壁を離れ、船長が自動操舵装置の針路を真方位015°に設定し、約8.0ノットの対地速力で航行した。</p> <p>船長は、操舵室前面のレーダーの電源を入れたが、モニタが起動しなかった。</p> <p>本船は、船長が、モニタを起動しようとレーダーの機器を操作していたところ、右舷方に十勝港北副防波堤の東端に設置された簡易標識灯の灯光を視認したので、同防波堤の東端から約60m離して通過しようと、‘舵角を1°ずつ増やす自動操舵装置のボタン’（以下「針路設定ボタン」という。）を何度か押し、右転を開始した。</p> <p>本船は、船長が、下を向いてモニタの操作を行いながら針路設定ボタンを押し、小刻みに右転を繰り返して航行中、船首が十勝港北副防波堤に衝突した。</p> <p>本船は、船長及び甲板員5人が頸椎捻挫^{けいつい}等を負った。</p> <p>船長は、ふだん十勝港を出航する際、前方の見張りをを行いながら、針路設定ボタンを何度か押し015°から050°まで変更していた。</p>
分析	本船は、十勝港を出航中、船長が、レーダーのモニタを起動しようと操作を行っていて前方の見張りを行っていなかったことから、針路

	設定ボタンを押して小刻みに右転を繰り返した際、十勝港北副防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、十勝港を出航中、船長が、レーダーのモニタを起動しようとして操作を行っていて前方の見張りを行っていなかったため、針路設定ボタンを押して小刻みに右転を繰り返した際、十勝港北副防波堤に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 出港前に航海計器の作動状況を確認すること。